

長岡市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市立劇場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市立劇場条例（昭和48年長岡市条例第19号）第14条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前9時から午後10時まで（夜間の使用がないときは、午後6時まで）

2 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで